

再生可能エネルギー発電設備等の低圧連系に係る工事費負担金の単価改定について

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、再生可能エネルギー発電設備等の低圧連系に係る工事費負担金につきましては、工事費負担金の予見性向上とご請求の迅速化を目的として、2020年3月より単価制を導入しております。

このたび、直近の工事实績を反映し、契約成立日^{*}が2026年6月21日以降のご契約分より、下記のとおり単価を改定することといたしますので、ご理解・ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

^{*}当社から送付する電子メール「ご契約成立のお知らせ（申込受付結果）」に記載されている「契約成立日」を指します。

記

1. 単価制の概要

低圧分散型電源の系統連系に伴い、当社の供給設備に工事が発生する場合には、工事区分に応じた単価をもとに算定した工事費の合計を工事費負担金として申し受けます。

工事区分		単価（改定前）		単価（改定後）	
		2026年6月20日まで		2026年6月21日以降	
建柱工事		157,500円/本		168,100円/本	
架空線工事	高压線以下工事	15,200円/kW		16,200円/kW	
	変圧器以下工事	9,300円/kW		10,300円/kW	
	低压線以下工事	7,800円/kW		9,500円/kW	
	引込線以下工事	2,800円/kW		3,200円/kW	
	引込口接続工事	実費請求		実費請求	
計量器工事		実費請求		実費請求	

(注1) 単価表中に用いるkWは、契約受電電力といたします。

(注2) 地中化工事等の大規模な工事となる場合や高压および特別高压連系に係る工事費負担金については、従来どおり個別積算に基づく算定方法により工事費負担金を算定いたします。

(注3) 余剰配線で、契約受電電力が、
・10kW以上で契約設備電力以下となる場合
・10kW未満の場合

については、連系時の工事費負担金を申し受けません。

ただし、連系後の対策工事については、実費を申し受けることがあります。また、10kW未満であっても特例需要場所を適用する場合については、工事費負担金を申し受けます。

(注4) 工事費負担金の算定に用いる契約受電電力は、小数点以下第1位で四捨五入した値といたします。

(注5) 上記単価は、消費税等相当額を含んでおりません。工事費負担金には消費税等相当額を別途加算いたします。

2. 実施日

契約成立日が2026年6月21日以降のご契約より適用いたします。

以上